

鬼高コンバットフレンズ少年少女野球倶楽部規約

鬼高コンバットフレンズ少年少女野球倶楽部規約

第1章 総 則

第1条 本倶楽部は鬼高コンバットフレンズ少年少女野球倶楽部（以下倶楽部という）と称し事務所を代表宅に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 倶楽部は野球を通して忍耐と規律を体得させ、次代を担う少年少女の健全な育成、体力の向上及び親善向上を目的とする。

第3条 倶楽部は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種少年野球大会の参加
- (2) 野球技術向上のための講習会等の開催
- (3) その他倶楽部の目的達成に必要な事項

第3章 組 織

第4条 倶楽部に登録された小学校に通学する児童と、心身堅固にして他の模範となる野球愛好の役員を以って組織する。

第4章 役 員

第5条 倶楽部には次の役員をおく。

- (1) 会 長
- (2) 代 表
- (3) 監 督
- (4) 顧 問
- (5) 事務局長
- (6) コーチ
- (7) 会 計
- (8) 監 査

第6条 役員は総会で選出し、任期は一年とする。但し再任、重任を妨げない。

第7条 倶楽部に顧問を置くことが出来る。顧問は役員会の承認をえて代表が囑託する。

第8条 役員は次の任務を行う。

- (1) 代表は倶楽部を代表し、倶楽部を統括する。

- (2) 役員は倶楽部を組織し、事業の計画の遂行にあたる。
- (3) 会計は倶楽部の会計を担当する。
- (4) 監査は倶楽部の会計の監査を担当する。

第5章 会 議

第9条 総会は倶楽部の最高決議機関であって、登録選手の父母及び役員をもって構成する。総会は毎年1月に招集し、次の事項を決議する。

- (1) 前年度事業報告及び会計報告
- (2) 今年度事業計画及び予算計画
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の変更
- (5) その他必要なる事項

第10条 役員会は第5条の役員をもって構成し、本規約で規定された事項、総会にて決議された事項を審議遂行する。

第11条 総会は構成員の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

第12条 総会は代表が招集する。

第13条 議長は役員会においては、代表がこれにあたり、総会においては別途選出する。

第6章 会 計

第14条 倶楽部の経費は、部費その他の収入をもってこれにあてる。

第15条 部費は、総会においてその額を決定する。

第16条 会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

第7章 附 則

第17条 本規約の執行上必要なる細則は役員会でこれを決める。

第18条 倶楽部の役員、部員はスポーツ安全協会傷害保険に加入するものとする。

第19条 傷害事故に関する責任は加入保険内とし、倶楽部は一切の責を負わない。

第20条 倶楽部の役員、父母によって倶楽部がよりよく運営されるために必要に応じてスタッフ会議を開く。

(昭和 54 年 4 月施行)

(平成 15 年 3 月改正)

(平成 24 年 1 月改正)

(平成 25 年 1 月改正)

(平成 29 年 1 月改正)

(平成 31 年 1 月改正)